

さいたま市告示第 1467 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成29年10月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クイズゲート浦和

所在地 さいたま市緑区大字中尾字不動谷3720番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三井住友信託銀行株式会社

代表者氏名 代表取締役 橋本 勝

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(3) 変更しようとする事項

- ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置	容量	備考
廃棄物保管施設	19.13 m ³	紙製廃棄物等
廃棄物保管施設	1.12 m ³	金属製廃棄物
廃棄物保管施設	0.64 m ³	ガラス製廃棄物
廃棄物保管施設	15.56 m ³	プラスチック製廃棄物
廃棄物保管施設	2.43 m ³	生ゴミ
廃棄物保管施設	1.60 m ³	その他の可燃性廃棄物
合計	40 m ³	小数点以下四捨五入

(変更後)

位置	容量	備考
廃棄物保管施設①	5.85 m ³	紙製廃棄物等
小計	5.85 m ³	
廃棄物保管施設②	8.77 m ³	紙製廃棄物等
廃棄物保管施設②	1.22 m ³	金属製廃棄物
廃棄物保管施設②	1.22 m ³	ガラス製廃棄物
廃棄物保管施設②	14.61 m ³	プラスチック製廃棄物
廃棄物保管施設②	5.85 m ³	生ゴミ
廃棄物保管施設②	2.92 m ³	その他の可燃性廃棄物
小計	34.58 m ³	
合計	40 m ³	小数点以下四捨五入

(4) 変更する年月日

平成30年5月23日

(5) 変更する理由

店舗運営計画変更のため。

2 届出年月日

平成29年9月22日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成29年10月16日から平成30年2月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成29年10月16日から平成30年2月16日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966